

中国商標法改正案に対する産業界からのコメント

第2条	<p>地方傘下機構設置による業務迅速化は評価できる。については、実施条例、審査基準等により各地方での運用上の不徹底や相違がないように業務徹底と監視制度の明確化を要望する。</p> <p>商標局が地方で傘下機構を設置すると業務の質の均一性が維持出来ないと思われる。</p>
第6条	<p>“視覚的”の要件が削除されたことは望ましい。今後は審査基準又は条例等により、単一の色彩、音声、匂い等の出願可能な商標の態様を具体的に開示いただくことを要望する。</p>
7条、30条、34条、35条、45条	<p>外国周知の未登録商標の不正出願からの保護</p> <p>【要望】 外国周知の未登録商標の不正出願が登録されることが無いように条文中で明確に規定していただきたい。</p> <p>【理由】 現行法では、外国周知の未登録商標が、中国でビジネスを展開する前に第三者に不正に先取り登録された場合、「中国での使用」が要件となるため不正登録の拒絶、取消しが困難な状況にあります(現行13条(馳名商標)、現行31条(他人がすでに使用している一定の影響力を有する商標))。</p> <p>今回の改正案によれば、未登録で一定の影響を有する先使用商標の悪意の先取り登録を認めない(改正案30条)規定が新規追加され、また不正な登録と使用の禁止を意図して、誠実信用の原則の規定(改正案7条)が異議申立ての根拠条文として追加されています(改正案45条)。</p> <p>外国で周知な商標が、いまだ中国で商標出願登録されていないことを奇貨として不当な利益を得る目的で先取り登録を受けた場合、その者を保護することは、外国周知商標権者の合法的な権益を侵害し、誠実信用の原則に照らし明らかに不合理といえます。</p> <p>従って、このような外国周知の未登録商標の不正出願が登録されることが無いように条文中で明確に規定していただくようお願いいたします。</p> <p>【他国の状況】 日本商標法4条1項19号では、日本国内または外国における他人の周知商標と同一又は類似の商標であって、不正の目的で使用するものについて登録を認めない旨規定しております。中国の著名商標が、外国で不正登録されることが増加している現状に鑑み、貴国が同様な趣旨で本条の改正を進めることで、他国に改正を促がすことが可能となり、外国における貴国の著名商標の保護に寄与すると思料いたします。</p>
第7条	<p>“誠実信用の原則”に除外される要件(事例)を早急に開示いただくことを要望する。</p>
第8条	<p>使用について、「役務に関連する」及び「物件上」の範囲が不明瞭である。例えば、日本商標法においては、「役務に関連する」は、2条3項3号乃至5号にて明確に定めている。「物件上」については、日本でも裁判で争われた経緯があり(所謂、商標的使用態様としての使用)、可能であれば条文化が望ましいと考える。</p>

<p>第 13 条</p>	<p>出願書類に記載する商品・役務名</p> <p>【要望】 「所定の商品・役務分類表に基づき商標を使用する商品・役務の類別と商品・役務名を記入しなければならない。商品・役務の名称が商品・役務分類表に含まれていない場合には、当該商品とその説明を付さなければならない。」と規定されていますが、分類表に記載されていない商品・役務すべてについて説明を要するとするのではなく、絶対的審査の課程でどのような商品・役務か不明と判断された商品・役務のみ説明を行うことを求めるようにして頂きたい。</p> <p>【理由】 分類表にない商品・役務すべてについて出願段階で説明書を要すると、審査官において理解出来る商品・役務についても分類表にないというだけで説明書を作成しなければならず、出願人にとって過大な負担となるため。</p> <p>【他国の状況】 審査の課程で必要に応じて求められることはあるが、出願時点で説明書の添付を求める国は主要国ではない。</p> <p>現在、指定商品・役務を記述する場合に包括的な表現記載(例:12 類「四輪自動車の部品・附属品」等)は許可されず、個々具体的な商品を用途別に 1 点 1 点記述しなければいけない運用がなされている。(例:「～用ホイール」など) もう少し包括的な表現での指定商品・役務記載が許可されること(例:「～の部品・附属品」など)、また出願料金に関して指定商品・役務記載の数に応じてではなく、区分単位での一律料金設定を要望する。</p> <p>外国語の範囲が不明確である。 外国語においては、例えばアルファベットの羅列でその文字だけでは意味のないもの(UNIQLO、ANA 等々)でも説明が必要なのか。このような記号的な各文字の羅列には特に説明を付する必要はないと考える。</p>
<p>第 14 条</p>	<p>出願人による真実性の証明物を、利害関係者による請求又は職権により閲覧することができることを要望する。</p>
<p>第 17 条</p>	<p>一出願多区分制による出願手数料の見直し</p> <p>【要望】 一出願多区分制の導入とともに、出願手数料の見直しもご検討頂くよう希望致します。</p> <p>【理由】 商標法改正草案第 17 条において、出願人が異なる分類の商品に同一の商標を登録出願する場合には一つの願書で提出することができるとなっております。これは、国際登録からの中国出願時と同様に、一出願多区分制を導入する規定であり、我々出願人にとりましては、出願時の負担軽減、管理の煩雑さの軽減となり、歓迎すべき改正と考えております。</p> <p>ついては、出願手数料等の費用につきましても、出願人に今以上の負担になるような料金体系とならないよう希望致します。</p> <p>これまで中国では一商標一出願であったが、今回の改正案(第 17 条)では一出願多区分制が採用されているため、費用・手続き面での出願人負担が</p>

	軽減され、望ましいと考える。
第 21 条	<p>分割出願時期</p> <p>【要望】 分割可能な時期を明記するよう希望致します。</p> <p>【理由】 商標法改正草案第 21 条において、商標出願を分割するよう申請することが可能である旨が規定されております。 ついては、どのような場合に分割出願が可能であるか不明なため、その分割出願が可能となる時期を具体的に明記するよう希望致します。</p> <p>【他国の状況】 日本国商標法第 10 条「商標登録出願の分割」 韓国商標法第 18 条「出願の分割」 米国商標規則 2.87「出願の分割」</p>
第 26 条・第 27 条	<p>外国地名の不正目的登録の排除</p> <p>【要望】 不正な目的で出願された外国地名の商標が登録されることが無いように条文中で明確に規定していただきたい。</p> <p>【理由】 現行法では、外国地名について公知である事を条件に登録を拒絶する規定(現行 10 条)がありますが、今回の改正案では公衆に生産地について誤認を生じる可能性のある地名の登録禁止、商品の生産地を表示する標識だけで構成されたものの登録禁止(改正案 27 条 2 項)が新たに規定されています。 改正案においても、外国地名が、中国国内で公知でない場合、生産地を誤認しないとの理由(改正案 26 条 12 項)で登録が拒絶されない、あるいは生産地と認識されないとの理由(改正案 27 条 2 項)で登録が拒絶されないことが懸念されます。 中国国内での公知性に関わらず実際と異なる生産地の名称を商標とすることは、公衆に生産地の誤認を与える事となるので、本件改正案 26 条 12 項により登録を排除していただくか、あるいは生産地の意義だけを有するものに対しては、公共資源として独占を認めない趣旨に反するので、本件改正案 27 条 2 項により登録を排除していただく事を要望いたします。 少なくとも、不正の目的が認められるものについては、新設の誠実信用の原則(改正案 7 条)に反するものとして登録を排除していただく事を要望いたします。</p> <p>【他国の状況】 ・日本国商標法 第 3 条第 1 項第 3 号 (その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は拒絶される) 第 4 条第 1 項第 16 号 (商品の産地、販売地、取引地を表すものと認められる外国の国家、地名を含む商標については、その商標が当該国又は当該地以外の国又は地で生産された商品に使用されるときは、商品の品質について誤認を生じさせるおそれがあるものとして拒絶される)</p>
第 26 条	<p>馳名商標の効力</p> <p>【要望】 「(16)馳名商標の権益を侵害する。但し、馳名商標の権益者が同意した場合</p>

	<p>は除く。」と規定されていますが、馳名商標に基いてどのような商品・役務についても拒絶理由とすることは止めていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>馳名商標は、具体的な異議事件や侵害事件において、具体的な対象案件において誤認混同を生じるほどの著名性があると認定されたものと理解しますが、このような馳名商標は、対象案件が異なった場合、その著名性が異なった対象にも及んでいるか疑問がある場合もあり、馳名商標に余りに大きな効力を認めることは妥当性がないと考えられる。</p> <p>【他国の状況】</p> <p>日本の防護標章登録制度では、各商品分類において、その分類の商品・役務において著名性があり誤認混同の可能性があるか、立証証拠に基いて認定がされている。また、他の主要国においても、個々の事案において著名性の立証が求められている。</p>
<p>第 29 条</p>	<p>相対的理由による審査の取り消しについて</p> <p>改正草案第 29 条において、先行の同一・類似の商標の相対的理由について審査することが取り消されていることについては、時期尚早であり、以下の理由により反対致します。</p> <p>残念ながら、日本の、特に漢字の商標と同一または類似する商標が今もなお数多く出願されておりますが、幸いなことに、中国商標局の厳正なる審査のおかげでそのような商標出願の多くが審査において拒絶査定となっております。</p> <p>ところが、相対的理由による審査を無くす事になればそのような多くの商標出願が権利化され、それらに対してウォッチングや異議手続きを行わねばならない権利者側の負担増は極めて深刻なものとなります。</p> <p>確かに、第 30 条において登録商標を保護するとされていますが、他人の商標の存在を「明らかに知っている、または知るべき場合」及び「一定の知名度」の基準が不明瞭であること、同一しか対象としていないこと、から実効性という点で不十分な内容であると言わざるを得ません。</p> <p>また、相対的理由による審査を無くす事で審査期間が短縮されるというメリットが新たに生じる事も確かですが、このメリットを享受出来るのはあくまで将来の新規出願商標の場合のみです。</p> <p>しかしながら、中国の商標権における現状の最大の問題点は、企業が過去から長い年月をかけて多額のコストをかけて積み上げてきた商標(特に社名やブランド)の名声に、後から同一又は類似商標を権利化することでただ乗りする事例が後を絶たないという事にあります。</p> <p>よって、もし相対的理由による審査を取り消すのであれば、少なくとも以下の条件を満たすことが必須と考えます。</p> <p>権利者を含む第三者が、早く簡単に確実に他社の同一又は類似商標を検索できるデータベースと検索エンジンを中国商標局が提供すること。</p> <p>例えば、中国商標局のホームページにおける商標検索機能について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセスや検索時間の短縮 ・漢字商標については検索用のピンインを付加 ・前方一致検索や後方一致検索等の検索機能の充実化 <p>権利者へのサーチレポートの提供。</p> <p>異議・審判期間を短縮すること。</p> <p>現状の異議・審判期間は 3 ~ 4 年を必要とします。</p>

	<p>これは、昨今の企業の商品開発の速さ、商品サイクルの速さの実態とかなりかけ離れたものと言わざるを得ません。</p> <p>例えば、不正目的の登録に対する、又は馳名商標申請を含む無効審判については特別に早期審理請求を制度化する等の施策により、異議・審判期間の一層の短縮化を要望いたします。</p> <p>著名で名声を得た登録商標と同一又は類似する商標の出願数が劇的に減少すること。</p> <p>以上のとおり、将来的に相対的理由に基づく審査の取り消しを導入せざるを得ない状況にあるとしても、上記4つの条件が満たされることが必要であり、その時点で改めて検討すべきと考えます。</p>
<p>第 30 条</p>	<p>一定の知名度を有する登録商標と類似する商標の登録排除</p> <p>【要望】</p> <p>改正案30条2項について、一定の知名度を有する登録商標と同一なものだけでなく、類似する商標についても登録を排除して頂くことを要望します。</p> <p>【理由】</p> <p>改正案30条2項は、他人の一定の知名度を有する登録商標と同一で、先行商標権者との間に一定の関係が存在すると消費者が誤認するのを招く場合、登録の禁止を定めます。しかしながら、登録商標に類似する商標の存在によっても、同じく消費者の誤認は生じるのであって、類似商標の登録を認める合理的根拠はないといえます。一定の知名度を有する登録商標と類似する商標についても、本条の適用を認めていただく様、要望いたします。</p> <p>【他国の状況】</p> <p>日本 4条1項15号（他人の業務に係る商品又は役務と混同を生じるおそれがある商標）本条により、商標が同一又は類似で、商品、役務が非類似である場合で、出所の混同（先行商標権者との間に一定関係が存在すると消費者が誤認するのを招く場合）が生じる恐れがある場合も登録拒絶事項に該当する。</p> <p>中国国内だけでなく海外で一定の知名度を持つ商標と同一・類似の商標の出願を禁止してほしい。</p>
<p>第 35 条</p>	<p>現行法の下では、出願人がいつでも馳名商標申請を行うことが出来ず、具体的な紛争案件（異議・取消手続き等）が発生した際に馳名商標の申請をする以外に馳名商標認定を取得する方法がない。</p> <p>また、一度馳名商標と認定されても、その認定は当該紛争案件でのみしか有効ではなく、紛争案件毎に認定を受けるための大量の証拠資料を提出しなければならず、出願人の負担が大きい。</p> <p>よって、馳名商標申請機会の緩和と、一度馳名商標と認定された場合の効力の継続性（別の紛争事件での援用可）を要望する。</p>
<p>第 36 条及び第 37 条</p>	<p>相対的拒絶理由に関する職権審査制度について</p> <p>今回の改正草案では、商標局は、絶対的理由に限り審査し（改正案36条）、商標と同一・類似の相対的理由については、公告後、異議の申立があつて初めて、商標評審委員会が審理する制度（改正案37条）への改正案が示されています。</p> <p>しかし、上記改正をした場合、相対的拒絶理由があることを知りながら商標出願して不正登録を得ることが助長されることが懸念されると共に以下の問題点が考えられます。</p>

	<p>相対的理由が審査されずに公告されることにより、異議申し立て件数が増加することは明らかである。従って、先行の権利者に異議申し立ての負担が増えると共に、異議申し立ての審理期間が長期化し、出願から登録までの期間が今以上に長期化する。</p> <p>先行権利者による後願の監視にも限界があり、相対的拒絶理由のあることが見逃され類似する登録商標が併存する二重登録の可能性が高まり、正当な権利者の使用が制限される恐れがある。</p> <p>このようなデメリットが考えられる一方で、相対的拒絶理由の審査を維持することは商標局での審査期間を遅らすため、これは出願人にとって大きな懸念点であります。従って、相対的拒絶理由の審査を廃止する場合は、相対的拒絶理由があることを知りながら商標出願して不正登録を得ることを助長することの無いよう、貴国民に対する施策・啓蒙活動を徹底的に進めていただくと共に、異議申し立てが正確かつ迅速に審理されるような施策をご検討していただければと考えます。</p> <p>尚、今回の草案と同様に相対的拒絶理由の審査を行っていない CTM では下記したような施策がとられておりますので、貴国におきましてもご検討いただければ幸いです。(注)CTM:絶対的拒絶理由のみ審査を行うが、関係機関が同一、類似の先行商標を調査し、先行商標があった場合は、先行商標の所有者と出願人に通知がなされます。尚、英国でも同様の制度が本年10月より施行されております。</p> <p>尚、相対的拒絶理由を審査しないのであれば、出願に係る法定費用の見直しもご検討ください。</p>
第 36 条	<p>却下する前に申請人が意見を陳述できる手続きを追加した旨の説明が記載されているが、この点の規定をより明確化してほしい。</p> <p>これができれば、これまで出願審査において、商標局が引例による拒絶通知を発行しても、出願人側からは意見書を提出して答弁する機会がなく、決定に際し不服がある場合には、直接再審を請求しなければならなかったが、拒絶理由が通知されても意見書の提出機会が担保されているため、望ましいと考える。</p>
第 37 条	<p>商標権侵害への権利行使(改正法第 88 条参照)は、商標登録証明証が必要であることから、登録証明発行については、権利者の負担、発行までの時間などについて従来と同等以下の実務対応を望む。</p>
第 38 条	<p>現在、商標出願・あるいは異議における審査期間が非常に長くかかっている(出願～登録まで3年弱、また異議申請～決定まで4年ほど)ため、これらの審査期間短縮を要望します。</p> <p>今回の改正案(第 38 条)で、出願審査における審理期限(上限)のみ規定されているが、再審請求や異議における審査期間についても審査促進につながるような同様の規定を要望します。</p>
42 条、44 条、46 条、57 条、75 条	<p>応答期間等</p> <p>【要望】 規定された日数について、海外に居所又は住所のあるものに対してはより長い日数を規定する在外者規定を設けることを要望致します。</p> <p>【理由】 商標法改正草案第 42 条「文書の審査と受理」、第 44 条「却下再審」、及び第 46 条「異議案件を審理する簡易手続き」では通知を受理した日から 30 日以内に、また、第 57 条「商標登録の審判の司法救済」及び第 75 条「職権に基</p>

	<p>づく無効と取消の司法救済」でも通知を受け取った日から30日以内に応答するよう規定されています。</p> <p>しかしながら、在外者においては現地代理人からの連絡・応答等に時間を要するケースが多く、逆に、これらの対応については実質的に検討可能な時間が短く限られてしまうために十分な検討ができないうちに応答せざるを得ないような状況にあります。</p> <p>従いまして、このような状況を改善していただくよう、各々の応答期間について海外に居所または住所のある在外者に対してはより長い日数を規定するよう希望致します。</p>
第43条	<p>商標審判争議の敗者が勝者の費用を負担する前提は、その判断基準が明確で透明性が確保されていなければならない。現状では反対。</p>
第45条	<p>異議理由</p> <p>【要望】</p> <p>「本法第7条第2項(誠実信用の原則)、第29条(先行商標)、第30条(他人の先使用による商標及び一定の知名度を有する商標)、第32条(代理人又は代表者)、第34条第1、2項(馳名商標)、第114条第2項(地理的表示)の規定に違反した場合、当該商標の公告日から4ヶ月以内に、先行商標の所有者又は地理的表示の所有者は商標審査委員会に異議を申し立てることができる。」と規定されていますが、上記異議理由に、第27条「顕著な特徴」が入っていませんので、これも異議理由にしたい。</p> <p>【理由】</p> <p>第27条に規定する「顕著な特徴」があるかどうかは絶対的審査の中で職権審査されるとはいえ、すべての商品・役務の販売場所、市場、需要者、販売形態、業界事情等を知っているとは限らない審査官がすべての商標が顕著な特徴を有する商標かどうか審査することは不可能であり、上記絶対的審査を補足する意味合いでも、第27条「顕著な特徴」を異議理由に入れるべきである。上記第27条「顕著な特徴」は登録無効審判の理由にはあげられているが、本来、顕著な特徴がないにも拘わらずこれを看過して登録された商標を無効審判請求で取消するには多くの時間と費用を要するため、異議段階でも広く審査するようにすべきである。</p> <p>【他国の状況】</p> <p>日本、CTM その他の主要国においても、「顕著な特徴 = 識別性」の有無は異議申し立て理由となっている。</p> <p>現状の異議申し立て審査の遅延の対応として商評委が直接審理すると変更し、“異議申し立ての再審”の行政の級ごとの審理を減らす修正案に賛成する</p>
第46条	<p>異議審判の敗者が勝者への損害賠償責任については、悪意の立証困難性と係争増加懸念により、反対。</p>
第47条	<p>異議裁定の効力</p> <p>【要望】</p> <p>「異議が裁定を経て被異議商標に使用を指定する商品上に成立した場合、被異議者が悪意による場合、商標の出願行為により異議人へもたらした損失を負わなければならない。</p> <p>裁定により異議が成立しない場合、被異議商標の登録を許可しなければならない。異議申し立て者は悪意的に申し立てをした場合、被異議者の異議による</p>

	<p>商標の登録延期で受けた損失を賠償しなければならない。」と規定されているが、“悪意的”という定義を明確にしてもらいたい。</p> <p>また、“商標の登録延期で受けた損失を賠償しなければならない”と規定されているが、どのような範囲までの損害賠償を意図しているのか明確にもらいたい。</p> <p>【理由】</p> <p>“悪意的”の定義が明確でなく、“商標の登録延期で受けた損失”の範囲も明確でないと、異議申し立てを行う際の心理的・物理的障害となると考えられる。異議申し立てに要した費用を負けた方が負担することは理解出来るが、“商標の登録延期で受けた損失”はどこまで因果関係があるか不明確であり、異議申立人の方であらかじめどれくらいの額となるか予想も出来ず、適当でない。</p> <p>【他国の状況】</p> <p>日本その他の主要国において、異議申立て手続きによる“商標の登録延期で受けた損失”まで損害賠償するように規定している国はない。</p>
第 48 条	<p>第1項(4)号における「第26条第1項」は「第27条各号」の誤記ではないか。</p> <p>第1項(5)における「連続して3年未使用」は、一定の期間引き続き使用することの意味合いにおいて、「継続して3年未使用」とした方がよいのではないか。</p>
第 50 条	<p>取消請求の取消の効力は裁定発行日ではなく、請求日として戴きたい。</p>
第 51 条	<p>海外で一定の知名度を持つ商標の保護について、出願拒絶理由(第 30 条)で規定することが望ましいが、もし、それがかなわない場合には、少なくとも第 51 条に定める「欺瞞的な手段」の一類型として無効理由にしてほしい。その場合、実施条例などで明記してほしい。</p>
第 54 条	<p>不正登録の場合、無効審判の除斥期間は 5 年に限るべきでなく、馳名商標だけでなく、全ての不正登録について除斥期間は設けるべきではないと考える。</p>
第 60 条	<p>上訴審は法律審に限るとする規定については、行政訴訟の原則どおりとすることについてはより検討を要すると思われる。</p>
第 69 条	<p>今回の改正案により、實際上、登録権者の負担となっていた商標使用許諾契約の強制的な届出義務がなくなったことは望ましいと考える。</p>
第 77 条	<p>旧法と比較して、第 1 文、2 文は変更されておりましたが、商標登録が認められるまで使用できない商標の存在が認められます。特に公益性の高い商標など、この規定の対象となる商標の範囲を明確すべきと考えます。</p>
第 79 条	<p>被許諾者の名称・商品生産地の明記義務の削除及び罰則の軽減</p> <p>【要望】</p> <p>被許諾者の名称、商品生産地の明記は不要にしたい。</p> <p>また、当局の勧告に従わない場合の措置を軽減をしていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>商標使用許諾に伴い権利者が負担する義務は 69 条で規定されるような許諾商品の品質監督までとすることが他国での趨勢であり、これ上回って被許諾者の名称・商品生産地の明記を一律に義務化することは、許諾商標の形態や許諾商品の種類が多様であることを考えると、商標権者及び被許諾者にとって過大な負担を与えることになると予想されます。</p> <p>このような状況から、商標法において被許諾者の名称・商品生産地の明記</p>

	<p>を義務化することは止めていただきたいと思います。</p> <p>また、仮に、かかる義務を維持する場合も、当局の勧告違反に対する措置が商標標識の差押、場合によっては廃棄処分という極めて重いものであるため、これを任意規定とする等軽減していただきたい。</p> <p>【他国の状況】</p> <p>日米欧とも被許諾者の名称・商品生産地の明記を義務化していない。これを前提とした当局の勧告等の制度もない。</p>
第 80 条	<p>受託加工した商標付与商品が商標権侵害の場合、受託者が委託者との共同責任を負う旨の新設される規定であり、模倣品業者を摘発するためには有効と思われませんが、委託者と受託者間の契約に委ねる(契約を優先する)方がより自然であると思われます。</p>
第 82 条	<p>昨今の商標権侵害商品の輸出入行為の増加と巧妙化への対応として、他人の商標権侵害への便宜を与える行為として「輸出入」も追加してほしい。</p>
第 86 条	<p>馳名商標の申請から決定までの期間</p> <p>【要望】</p> <p>馳名商標の申請から、申請に対する決定を下すまでの時間を、例えば 12 ヶ月以内というように、期間を限定していただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>商標管理において同一・類似商品上で馳名商標の認定を明確にし、且つ認定の手続きを規定し、認定業務の透明度を強化するためには、認定に要する期間を明確に示す必要があると思われる。</p>
第 88 条	<p>公証及び認証について</p> <p>【要望】</p> <p>委託資料がコピーの場合でも、公証を義務化しないでいただきたい。また、公証を義務化する場合においては、中国国内の公証で可能にしていきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>侵害事件が頻発しているにもかかわらず、商標権者が苦情申立する際の手続きを無用に厳格化すれば知的財産保護の観点からは後退することになりかねない。</p> <p>現状では、広州市や北京市の一部の工商行政管理部門からは、委託書類に日本領事館証明を付すことを求められることがあるが、その都度日本で手続きを行うのは煩雑である。もしすべての公証行政管理部門から委託書類へ日本領事館証明を求められれば、工商行政管理部門へ苦情の申立てをするにあたって、商標権利者には大きな負荷がかかることが明らかである。改正案第 78 条において、「登録商標権侵害の行為について、何人も工商行政管理機関へ告発することができる」とあることから、申立て人が代理人であるという理由で、委託書類のコピーについて、公証を義務付ける必要はないのではないか。</p> <p>【質問】</p> <p>商標権を証明するための書類には、商標登録証書以外に、商標登録証書のコピーと登録原簿も含まれるか？</p> <p>委任書類がコピーの場合に必要とされる「公証」は、日本で領事館証明を取得しなければならないという意味か？</p> <p>また、中華人民共和国外で取った証拠書類に必要とされる「認証」は、日</p>

	<p>本で領事館証明を取得しなければならないという意味か？ 代理人委託書のコピーに対する公証は不要としてほしい。</p> <p>被異議商標の権利侵害の苦情申立ては受け入れないこととすることについて、条文の解釈を明確にして戴きたい。また、証拠資料に対する認証は不要として欲しい。工商行政管理局への処理請求は多数あり、短期間に証拠、関連書類を提出するのは困難である。</p>
<p>第 89 条</p>	<p>権利侵害の鑑定の結論 【質問】 鑑定の結論の提供は「強制ではない」と解釈してよいか？ どのような場合が「建議があり」と判断されるのか？ どのような証明材料を商標権者は提出しなければならないのか？ 商標権の保護対象が登録証に記載された商標・指定商品であることは明らかであり、改めて権利者に鑑定を要求する理由は何か？</p> <p>鑑定を行う個人、機関の責任追及については、当事者間の損害賠償に関する民法の規定に委ねるべき。商標法で積極的に規定しない方がよい。</p>
<p>第 90 条</p>	<p>押収品の処理 【要望】 工商行政管理部門は、権利侵害商品と権利侵害商品を製造し登録商標を偽造する道具をすべて没収し、一律廃棄処分にしていただきたい。 また、当該侵害者の費用負担により、かかる物品を廃棄処分させることができるようにしていただきたい。</p> <p>【理由】 現状では、権利侵害者による再犯の事例が多々あります。再犯事例の中には、金型や印刷機等の権利侵害商品の製造のための器具や道具を没収されなかった者によって、その後再犯が行われるということが考えられます。再犯を防止するためには、すべての権利侵害商品とそれの製造に関する道具を没収し、一律廃棄処分にすることが効果的と言えます。 また、侵害品の廃棄処分は、原則工商行政管理部門の費用負担、場合によっては被害者である商標権者の費用負担で実施されています。かかる費用は、没収後の保管費用も含めると、法の執行コストを増大させる一因と考えられ、本来ならば、当該侵害者にその責任が負わされるべきです。権利侵害者への罰則の強化という側面、さらには、商標権侵害行為に対する抑止効果という側面からも、侵害者の費用負担で廃棄処分を実施すべきと思われます。</p> <p>抑止力ある厳格な対処が最終的には資源の浪費、法の執行コストの浪費を防止するという観点から、商標権侵害商品は権利者の同意がない限りすべて廃棄する旨の規定に修正してほしい。また、廃棄費用はすべて侵害者が負担する旨も明記してほしい。</p> <p>行政処罰の内容として、「違法所得の没収」「営業許可証の取消」も科せられるようにしていただきました。</p> <p>【理由】 悪質な侵害行為を良くするためには、これらの相対的に威嚇力の大きい行</p>

	<p>政処罰が科せられるようにした方が望ましいと思われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・侵害標識、侵害品の廃棄に関する費用負担は侵害者側であること明記して欲しい。 ・侵害品、関連設備・道具は「廃棄処分にすることができる」とあるが、全て廃棄処分として欲しい。 ・違法売上額が算定困難な場合の過料上限を撤廃して欲しい。 ・商標登録者又は利害関係人に行政処罰決定書を適切に入手できるよう当該決定書の発行について法律的な裏付けを明確化すると共に、通知期限も規定すべき。 <p>上記88条、90条のような権利侵害に係る条文について、廃棄処分や処罰等の点で、行政の負担を軽くするような傾向が見られるが、権利侵害を受けた側に不利な方向にならないような配慮をお願いしたい。</p>
第 91 条	<p>不法売上額及びその算出</p> <p>【要望】</p> <p>不法売上額累計という観点から算出するのではなく、また再犯者の場合、過去に行政処理を受けているか否かに拘らず、複数回摘発されている場合には、より重い量刑を定めていただきたい。</p> <p>【理由】</p> <p>経験を積んだ知的財産侵害商品製造 / 販売業者は繰り返し侵害行為を行う場合が多く、科料の対象をより厳格により重く規定していただくことで、侵害行為に対する抑止効果が生まれると考えられる。</p> <p>訴追期間を2年間に限定する制限は妥当性がないので削除してほしい。</p> <p>「訴追期間」の正確な意義及び起算点についてご教示をお願いしたい。また、「不法売上額」と、刑事司法解釈上の「不法経営金額」との関係について、刑事移送の有無の判断については、引き続き、後者に基づいて算定するという理解で良いか確認させて下さい。</p>
第 95 条	<p>人民法院による証拠差押さえ決定と執行が実施されず、裁判審理において被侵害者への証拠提出命令がなければ、実質的に侵害商品の数量を権利者が把握で、従って損害賠償額を客観的に証明することが困難なケースが多い。一方、現状の侵害行為の量的拡大傾向やその抑止効果期待を考慮すると、金額上限の規定は適切ではないので、上限額の規定を撤廃してほしい。</p> <p>善意による侵害行為への賠償責任免除の規定はその権利者側の立証の困難性やこの規定の悪用リスクから撤廃すべき。</p> <p>この規定は削除すべき。</p> <p>損失を確定することが困難な場合の損害賠償上限を撤廃して欲しい。</p>
第 98 条	<p>商標と企業名称</p> <p>【要望】</p> <p>この改正案条文を評価したい。条文削除の建議があるとのことだが、是非残</p>

	<p>して欲しい。 【理由】 不競法での対応では、まず事実認定から入らなければならず、馳名商標をもとに対応できる本条案のほうが、手続も迅速になり、実効性が高くなることが期待できる。</p> <p>馳名商標認定の困難な現状、特に単に全国的に著名であるだけでなく具体的係争がなければ馳名商標申請ができないこと、さらには認定まで相当の時間を要することを考慮すると、馳名商標だけを保護対象とするのは不十分である。通常の登録商標も保護対象としてほしい。</p>
<p>第 101 条</p>	<p>刑事責任の対象拡大 【要望】 現行商標法および刑法でも、刑事責任を追及できる対象は、同一商品にその登録商標と同一の商標を使用している場合に限定されているが、類似商標による侵害行為も刑事責任の追及の対象にしていただきたい。 【理由】 実際の侵害事例を見ると、様々な類似商標が付された商標権侵害商品が製造、販売されており、中には、類似商標であれば刑事責任の追及対象から外されることを認識して侵害商品の製造を行っている製造／販売業者も多いので、侵害商品がなかなか後を絶たない。類似商標の付された侵害商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え、中国の市場経済秩序を乱していると考えられる。</p> <p>同一商品、同一商標のみならず類似商品、類似商標についてもその使用に対して刑事罰の対象としてほしい。また、再犯行為についても刑事罰の対象とするよう規定してほしい。</p> <p>類似商標による侵害行為を刑事罰化して欲しい。</p>
	<p>早期審査制度・早期審理制度の導入検討 【要望】 早期審査制度・早期審理制度の導入を検討するよう希望致します。 【理由】 貴国の商標審査においては審理期間に2年以上を要している場合が多く、また、審判請求についても3年以上の長期間を要している事案が多くなっており、</p> <p>審理期間の長期化により、権利関係の不安定な状態が長期に及ぶこととなり、模倣品対策を始めとする権利行使の面で特に悪影響を生じております。商品のライフサイクルの短縮化、経済活動のグローバル化等により、商標権の設定登録前に出願人が出願に係わる商標の使用を開始する場合もあり、このような場合は特に当該商標が第三者に模倣等により無断使用された結果、出願人の利益が害されたり、商標の出所混同を招くに至って関連消費者の利益が損なわれるというような社会的悪影響をもたらしております。</p> <p>よって、権利化について緊急性を要する商標登録出願については通常の出願の審査あるいは通常審理の遅延に対する措置として、一定の条件の</p>

もとに早期審査及び早期審理を行うこととし、これにより早期権利化の社会的要請に応えられるものと思料致します。

【他国の状況】

日本特許庁「権利化について緊急性を要する商標登録出願の早期審査及び早期審理のためのガイドライン」